

福井市東安居小学校 いじめ防止基本方針

平成29年 4月 1日 策定
令和 2年 4月 1日 改定
令和 3年 4月 1日 改定
令和 4年 4月 1日 改定
令和 5年 4月 1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

そして、いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、「明るく 仲よく たくましく」の校訓のもと、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にすることを目指します。相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切に、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町・市町教育委員会・家庭・地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

「ゆめへのパスポート」を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○園小接続を推進する中で

発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等）の実施等に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学年通信等で、いじめ防止の取組を児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対応している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

欠席した児童を、コロナウィルス感染者としていじめの対象としないように、欠席した児童への配慮をするとともに、児童が安易に「バイキン」「コロナウィルス感染者」などの言葉を使わないよう、全教職員で児童の発言を注視します。

児童同士が名前を呼びあう時は、できるだけ苗字や名前を「～さん」つけて呼び合うように指導します。

従来あだ名で呼び合っていて、第三者がそのあだ名を聞いたとき違和感のない呼び方かどうか、あだ名で呼ばれる児童の思いを確認し、肯定的に受け止めていない場合は、あだ名の使用をやめさせます。

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器等に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○情報モラルに関する教員研修の充実

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、情報モラルに関する教育等を推進し、教員の研修の充実を図ります。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

○ＳＯＳの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にＳＯＳを出すこと等）ができるための教育を行います。

○その他の研修の充実

管理職や生徒指導関係教員、教育相談等に携わるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を対象とした研修会や事例検討会を定期的に行い、いじめ問題について正しい理解を図り、いじめ防止等のための資質向上を図ります。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

「バイキン」「コロナウィルス」などの言葉は、いじめと同じ扱いとします。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的に、児童や保護者に対するいじめの実態調査（アンケート調査・聞き取り調査等）を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会を開き、情報を共有します。

いじめの種類について

- | | |
|-------------|-------------------|
| ○冷やかす・からかい | ○暴力 |
| ○たかり | ○仲間はずれや集団による無視 |
| ○脅かし | ○インターネットによるいじめ |
| ○持ち物を隠す・壊す | ○誹謗・中傷（バイキン・コロナ等） |
| ○用便の時にのぞき込む | ○用事を言いつける |
| ○相手を酷使する | ○不快そうな表情や素振りをする |
| ○その他 | |

いじめ発見の主なチェックポイント（日常の観察）

- | | |
|-------------|----------|
| ○児童の人間関係の観察 | ○休みがちな児童 |
| ○体の傷、洋服の汚れ | ○言葉づかい |
| ○死角になる場所の巡回 | ○日記 |
| ○その他 | |

（福井市教育委員会）

（５）いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対応サポート班」の対応方針に従って、全教職員で情報を共有します。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会・生徒指導部会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」「生徒指導部会」を毎月、定期的に開催します。

（構成員）「いじめ対策委員会」…校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談担当、関係学年
「生徒指導部会」…生徒指導主事、低中高部会より1名ずつ

（必要であれば、保健主事、養護教諭、清掃担当、給食担当、安全担当、町内子ども会担当なども参加）

（活 動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：○年）※保存期間は各市町の文書管理規則等に基づく
- ・いじめの認知・「いじめ対応サポート班」の設置・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

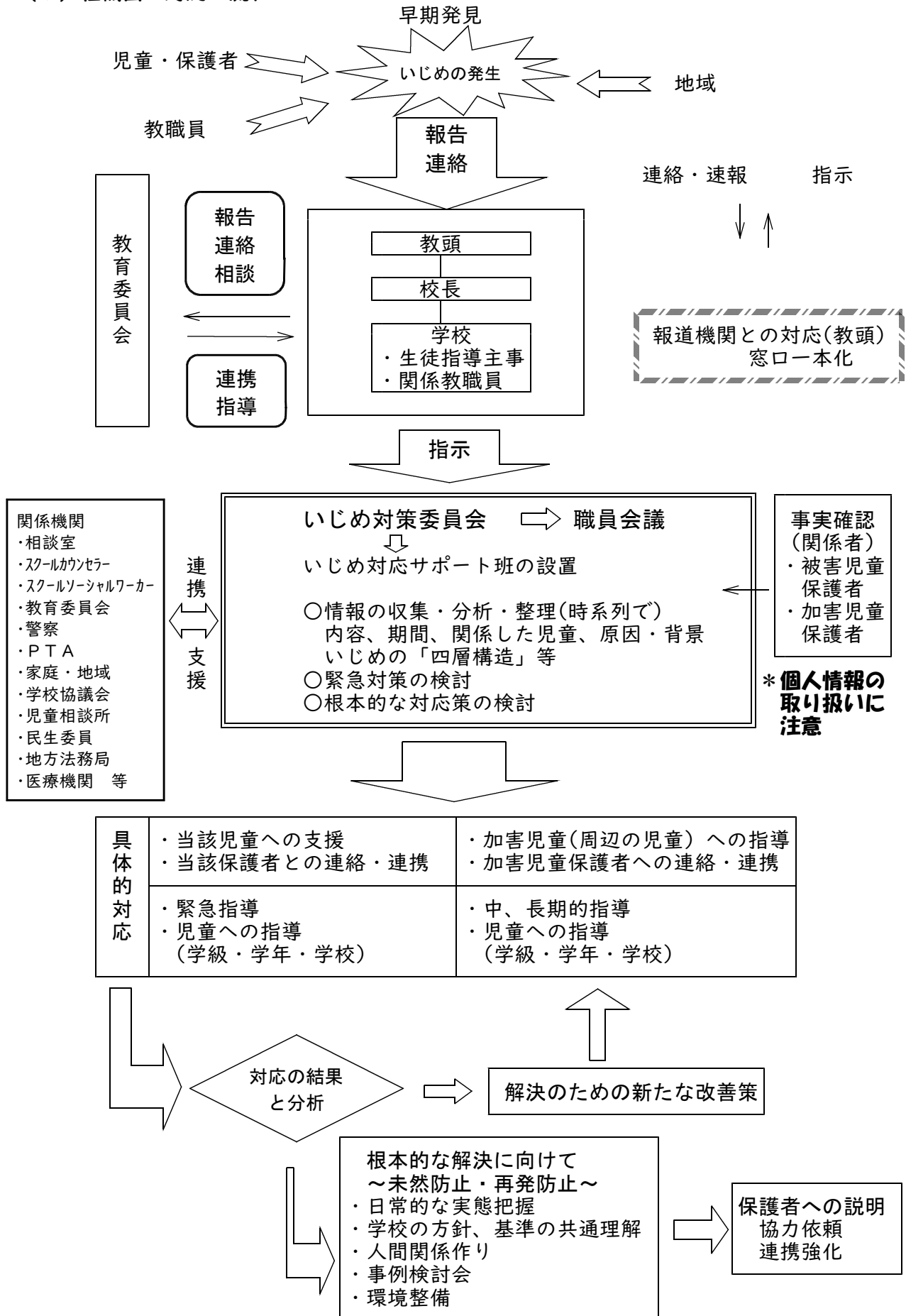
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

（構成員）生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等
（活 動）・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図と対応の流れ

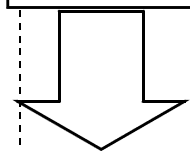


5 いじめ対策の年間行動計画

[4月～5月]

	教員の動きなど	児童の活動など					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
4月	◎いじめ対策委員会 ・基本方針確認(教頭) ・年間計画策定(担当) ↓ ◎企画委員会→職員会議 ・年間計画の周知(教頭) ・教員の意識点検 ◎気がかりな児童の共通理解 (相談) ◎学級作り(担任) ・家庭環境、身体的特徴 ・人間関係の把握 ・公平な係等の決定 ・学習の約束 ◎生徒指導部会	【いじめ対策委員会】 ・毎月、実施 ・普段の児童の言動に注視する。 ・いじめを発見した時には、即対応する。					
		健康診断					
		こんな学級にしよう 新しい学級で仲良くすごす仲間作り					
		【生徒指導部会】 ・毎月初めに実施する。 ・生徒指導、保健、清掃、給食、安全面から、児童の実態を把握し、適切に対応する。					
5月		縦割り活動・・・縦割り班清掃スタート 高学年・・・リーダーとしての自覚 低学年・・・上級学年への憧れ					
	◎PTA総会 ・基本方針の公表 ◎きまりを守って過ごす ・学校への連絡(生指)	授業公開					
	◎生徒指導部会 ◎いじめ対策委員会 ・アンケートを元に、現状把握と改善に向けた取り組み	ゴールデンウィークの過ごし方					
	◎意識調査・社会性変容調査 (教務) ◎定期的な児童の状況把握、追跡調査	意識調査・社会性変容調査(いじめ調査を含む)					
	◎校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・図書教育	年間計画の作成 年間を通しての学級遊び ・自主的運営・絆づくり・リーダーの育成 ・教育相談・カウンセリング					

縦割り活動計画
・リーダー育成
・絆作り



[6月]

	教 員 の 動 き な ど	児 童 の 活 動 な ど					
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
6 月	◎生徒指導部会						
	◎いじめ対策委員会 ↓ ・児童の状況把握 ・いじめの把握、対処 ◎面談の計画・実施・相談	個人懇談週間					
	◎身体的特徴の把握（担任）	・発 育 測 定 ・プ ー ル 学 習					
	◎連合音楽会に向けて、合唱の喜びを味わわせる指導（6年）	集団宿泊訓練 ・絆づくり ・集団活動の大切さ				連合音楽会 みんなで創り 上げる達成感	
	◎集団宿泊訓練の計画・実施 （5年）						
	◎縦割り活動を通しての児童間の絆作り（特活）	縦割り活動 ・自主的運営・絆づくり ・リーダーの育成					
	◎授業研究会 ・授業改善 ・学習規律	公 開 授 業					
◎家庭・地域・学校協議会を開き、 情報交換を行う（教頭）							

[7月]

	教員の動きなど	児童の活動など					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
7月	◎生徒指導部会 月目標「仲よく助け合おう」の指導（生指）						
	◎いじめ対策委員会 ・悩みを持っていたり学校が楽しくないと考えている児童の把握と指導 ↓ ・児童の状況把握 ・いじめの把握、対処	プール学習					
	◎生徒指導部会	中学校区教育活動アンケート					

[7月～10月]

	教員の動きなど	児童の活動など					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
7月	◎夏季休業前指導 ・決まりを守って過ごす ・学校への連絡(生指) ◎保護者との連携と情報収集 (担任)	夏休みの過ごし方					
		保護者会					
8月	◎生徒指導部会 ・8月までの振り返りと夏休み明けの指導のポイント ◎夏休み中の生活把握と指導 (全員) ◎いじめ対策委員会 ↓ ・児童の状況把握 ・いじめの把握、対処 ◎中学校区研修会での情報交換 (全員) ◎フェスティバル(連体)(6年) ・友達への励まし、応援 ・協力することの大切さ	校外補導					
		フェスティバル 練習					
9月	◎生徒指導部会 ◎いじめ対策委員会 ・休み中の児童の生活を把握 (担任) ・児童の状況把握 ・いじめの把握、対処 ・支援体制の確認 ◎校内体育大会の指導 ・種目・式・応援・委員会ごとの役割を通して、協力することの大切さの指導と達成感の育成 ・自己有用感の育成 (全員)	いじめの自己チェック アンケート調査					
		発育測定					
		親子奉仕作業 ・体験的な活動					
		校内体育大会の練習と参加 ・種目・式・応援 ・委員会ごとの役割					
10月	◎生徒指導部会 ◎いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・支援体制の確認 ◎家庭環境調査(教務) ・アンケートの集計・考察・今後の改善点の洗い出し ↓ ・2学期に向けて、支援の確認 ◎修学旅行の計画 ・主体的な活動を目指す ・絆を深める活動 (6年)	家庭環境調査(友好関係)					
		発育測定					
		修学旅行 ・絆づくり ・集団行動					

[11月～1月]

	教員の動きなど	児童の活動など					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
11月	◎生徒指導部会 ◎いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・支援体制の確認 ◎面談の計画・実施（相談） ◎授業公開 ・授業改善 ・学習規律 ◎自己有用感の育成 ・中学生への憧れ（小中連携）	個人懇談週間					
		授業公開					
		地域合同あいさつ運動 中学生との交流					
		縦割り活動 ・自主的運営・絆づくり・リーダーの育成					
12月	◎生徒指導部会 ◎いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・支援体制の確認 ◎月目標「進んでよいことをしよう」の指導（生指） ・思いやり週間の設定 ・生活の振り返り ◎保護者との連携と情報収集（担任） ◎意識調査・社会性変容調査（教務） ・児童の状況把握、改善に向けた取り組み ・支援体制の確認 ・決まりを守って過ごす ・学校への連絡（生指）	朝礼・・・小さな親切、一日一善、物を大切にする 委員会・・・思いやりカード					
		保護者会					
		意識調査・社会性変容調査（いじめ調査を含む）					
		冬休みの過ごし方					
1月	◎生徒指導部会 ◎いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・支援体制の確認 ◎休み中の児童の生活を把握 ・情報収集 ・重点事項の確認 ◎学習規律の確認 ・児童の状況把握	家庭環境調査(友好関係)					
		生活のリズムの確認 学習習慣の確認					

[2月～3月]

	教員の動きなど	児童の活動など					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
2月	◎生徒指導部会 ◎いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・支援体制の確認 ◎給食の楽しい話題を通して、交流を進める（栄養教諭） ◎6年生を送る週間の企画・指導（5年） ◎家庭・地域・学校協議会を開き、情報交換を行う（教頭）	発 育 測 定					
		縦割り活動 ・自主的運営・絆づくり・リーダーの育成 5年生：送る週間の準備・運営を通してリーダーとしての自覚を高める 1～4年生：6年生にこれまでのお礼の気持ちを伝える 6年生：楽しかったこと・心に残ったことなど思い出を語る					
3月	◎生徒指導部会 ◎いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・支援体制の確認 ◎感謝の心をとどける会の企画（教務・担当委員会） ◎卒業式・式練習 ・礼儀作法の習得（教務・6年） ◎いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・支援体制の確認 ・学校評価を受け、今年度の振り返りと、次年度に向けての改善点をまとめる ◎きまりを守って過ごす ・学校への連絡（生指）	感謝の心をとどける会 1年間お世話になった地域の方を招いて、お礼をする					
		卒 業 式 礼儀作法全般について習得し、日常場面でも使えるようにする					
		春 休 み の 過 ぎ し 方					